

<p>① 件名</p> <p>石巻コミュニティ放送株式会社との「災害時における災害情報等の放送に関する協定」等の締結について</p>
<p>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p> <p>【背景】 平成20年2月19日に本市と石巻コミュニティ放送株式会社（以下「ラジオ石巻」）において「災害時における災害情報等の放送に関する協定」を締結していたが、今般、本市で整備したFM中継局が完成し運用開始したことにより、本協定を全面改定するとともに、Jアラート等の緊急放送を、FM石巻により強制割込みするに当たり、新たに「全国瞬時警報システムにより配信される緊急情報の放送に関する協定」を締結したものの。</p> <p>【目的】 地震、津波その他の大規模災害が、市内で発生または発生の恐れがある場合に、市民へ迅速かつ正確な災害情報を提供し、迅速な避難行動により市民の生命や財産を速やかに守るもの。</p>
<p>③ 拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p> <p>【根拠法令】 1 災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達） 2 防災基本条例第21条（市がとるべき災害時の措置）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 1 石巻市震災復興基本計画 施策大綱1、第3章 施策の展開、(2)情報伝達手段の整備、◆防災行政無線等の強化 2 石巻市地域防災計画（平成26年11月25日改定予定）共通編、第2章 災害事前対策、第5節 情報収集伝達体制の整備、第2 市民への通信体制の整備と周知、2 情報伝達手段の確保、(3)防災ラジオの活用</p>
<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p> <p>○平成25年 8月30日 FM中継局整備事業実施設計 ○平成26年10月31日 FM中継局整備事業完成 ○平成27年 3月13日 FM中継局無線局免許状交付 ○平成27年 3月27日 協定書締結</p>
<p>⑤ 主な内容</p> <p>1 災害時における災害情報等の放送に関する協定を改定する協定関係 (1) 趣旨・・・地震、津波等の災害が発生した場合等において、コミュニティFM放送局での災害情報等の放送を実施することについて、必要な事項を定めるもの。 (2) 放送の内容 ア 気象庁で発表する気象に関する情報の中の気象等に関する特別警報及び津波、火山、地震等に関する特別警報のうち、市民に注意を喚起する必要があると認めた情報 イ 避難勧告、避難命令等に関する情報 ウ その他、市が市民の安心と安全の確保のために必要と認める事項</p> <p>2 全国瞬時警報システムにより配信される緊急情報の放送に関する協定関係 (1) 趣旨・・・Jアラートにより受信した緊急情報を、ラジオ石巻が運営するFM石巻において放送することについて必要な事項を定めるもの。 (2) 緊急情報の放送・・・Jアラートを受信したときは、CFM緊急割込装置を起動させ、強制的に割り込み、直接、緊急情報を放送するもの。</p>

<p>(3) 機器等の維持経費</p> <p>ア 市がラジオ石巻の施設に設置した機器を使用又は運用をすることにより発生する光熱費については、ラジオ石巻が負担するもの。</p> <p>イ 機器を使用又は運用するための専用通信回線網の使用料等の負担は二分の一にした金額をそれぞれが負担するもの。</p> <p>ウ 市が設置した機器について、ラジオ石巻が使用または運用するための使用料又は賃借料は課さないもの。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p> <p>迅速な避難行動が可能となり、市民の生命と財産を守る。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p> <p>他自治体においても、協定を締結し確実な運用を図っている。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p> <p>平成27年3月27日協定書締結し運用開始中</p>
<p>⑨ その他</p>

○ 石巻市FM中継局設置事業

1. 事業の目的

災害時に被災者が最も必要とする災害情報と行政情報を得るためには、停電や輻輳の影響を受けないメディアの確保が必要とされる。発災初動期から情報インフラ復旧期までの混乱する時期の情報伝達を安定させ、その後の災害対応にも機能していく地域災害情報伝達の有力手段として、災害に強く、地域に密着した情報伝達手段であるコミュニティ FM 放送の整備を図ることを目的とした。

2. 事業内容

地域災害情報伝達に有効なコミュニティ FM 放送は送信所が日和山送信所のみからの放送のため、旧市内中心が可聴エリアであったため、沿岸部をはじめ、市全域をカバーしていない。

このため、市全域に可聴エリアを拡大するために、デジタル防災行政無線の施設設備(鉄塔、局舎、電源、中継回線等)を有効に活用し、市内4か所に中継局を整備した。

整備内容としては、下記のとおり。

- ① 既設コミュニティFM演奏所(ラジオ石巻)に新規FM送信設備を新設
- ② 既設送信所である日和山送信所の送信設備の改修
- ③ 新設送信所(中継所)として硯上山(雄勝)、欠山(河南)、大草山(牡鹿)の山頂それぞれに送信アンテナ及び送信に必要な機器を新設
- ④ 本庁舎(防災行政無線)と既設コミュニティFM演奏所(ラジオ石巻)及び各送信所(送信アンテナ及び送信に必要な機器)間はIP回線及び多重無線回線(デジタル行政無線)により接続しシステムを構築。

3. 関連事業

FM中継局設置事業完了に伴い、市内の約90%(山間部の非可住地域等を除く)が可聴エリアとなった(本市確認)。これに伴い、市防災行政無線の補完ツールである「石巻市防災ラジオ～緊急告知ラジオ～」が普及配備が可能となり、本年3月末より順次販売を行うこととした。

4. 参考

既設コミュニティ FM 放送は、震災後「臨時災害放送局」として、日和山送信所より出力100Wで放送しているが、今回の整備完了により、「臨時災害放送局」は平成27年3月25日で終了し、平成27年3月26日より、震災前の「コミュニティ FM 放送局」として、日和山送信所より出力20W、硯上山(雄勝)、欠山(河南)、大草山(牡鹿)各中継所より5Wで放送を開始する。

5. 災害情報等の放送の内容。

- ① 気象庁で発表する気象に関する情報の中の気象等に関する特別警報及び津波、火山、地震(地震動)に関する特別警報のうち、市民に注意を喚起する必要があると石巻市が認めた情報
【Jアラート】
- ② 石巻市が発令する避難勧告、避難命令等に関する情報【災害情報】
- ③ その他、石巻市が市民の安心と安全の確保のために必要と認める事項

【割込み放送の仕組み】 ※J-ALERT 受信の例

